

第1章

韓国の女性障害者

——実態と法制度——

崔 榮 繁

はじめに

韓国は儒教による家父長制文化の影響を強く受けてきたことから⁽¹⁾、家庭や社会における女性の地位の低さが指摘されてきた。たとえば、国連開発計画の統計によれば、平均寿命、1人当たりGDP、就学率など「長寿で健康な生活」「知識」および「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測る人間開発指数（HDI）のランクは世界188カ国中で17位である。一方で、世界経済フォーラムによる経済、教育、保健、政治の分野ごとに各使用データを集計し指数化したジェンダーギャップ指数（GGI）では145カ国中115位にとどまっている⁽²⁾。

韓国政府はこれまで女性の社会的地位の向上に取り組んできた。1987年に男女雇用平等法（남녀고용평등법）、1991年に男女差別禁止および救済に関する法律（남녀차별금지 및 구제에 관한 법률）が制定された。そして、1995年の女性発展基本法（여성발전기본법）の制定は女性に関する施策の拡充に大きく寄与した⁽³⁾。2001年には女性問題に特化した女性省（여성부）を創設している（現在は女性家族省 [여성가족부]）。また、2014年には女性発展基本法を全面的に改正し、男女の平等とその権利を保障する両性平等基本法（양성평등기본법）を制定し翌2015年から施行されている。こうした政府の動きの背

景には、1980年代の民主化運動の流れのなかで多くの女性団体が生まれ、それ以降、活発な女性運動が展開されてきたということがある（山下 2007, 35-38）。

女性障害者⁽⁴⁾については、韓国は2006年に国連総会で採択された障害者権利条約（CRPD：以下、権利条約）の交渉過程に政府とNGOがともに積極的にかかわった国のひとつであり、とくに女性障害者の個別条項である第6条（「障害のある女子」）（Article 6-Women with disabilities）⁽⁵⁾を盛り込むことに大きく寄与した。また、障害者差別禁止および権利救済に関する法律（장애인차별 및 권리구제에 관한 법률：以下、障害者差別禁止法）においても女性障害者の個別条項を設置するなど、女性障害者の権利保障に取り組んでいるようにみることができる⁽⁶⁾。これらの成果の背景には1990年代後半から活発になってきた女性障害者の当事者による運動が挙げられる。

韓国の障害者法制はアジアにおいて先進的であるとみられているものの、女性障害者の観点からはどうなのであろうか。本章では女性障害者の生活実態とそれに対する法制度の対応を分析し、なお残されている女性障害者の課題を明らかにする。本章では以下、第1節で統計や「語り」などから、家父長制の影響によって女性の地位が低いとされている韓国で、さらに「障害」という社会的不利益をこうむり得る属性を備えている女性障害者が、生活上どのような困難を抱えているかという実態について検討する。そして第2節で女性障害者政策と一般の女性政策を概観し、性別に基づいて社会的に要求される役割というジェンダーの観点や女性障害者がおかれている複合差別的解消という観点から課題を整理する。第3節で一般的な障害者法制であり女性障害者に関連する障害者差別禁止法と運用実態を概観し、障害者権利条約に関する動向を検討する。2008年に権利条約を批准した韓国政府に対して、2014年9月の国連障害者権利委員会（以下、障害者権利委員会）との建設的対話（審査）を経て、10月3日、同委員会より韓国政府報告書に対して総括所見（concluding observation）が出されており（UN CRPD 2014）、これも韓国的女性障害者に対する法制度の課題を明らかにする手掛かりとする。最後にこ

これらの検討をふまえて韓国の女性障害者政策の課題を考察する。

第1節 韓国の女性障害者の現況

1. 障害者の概要

まず、障害者の概要である。韓国は障害を15の種別に分け、障害の程度によりもっとも重い障害を1級として、順に6級まで区分している。日本に類似した制度として障害者登録制度があり、障害者として登録をすることで各種福祉サービスを受給することができるようになる。2014年末の登録障害者数は249万4660人であり（うち女性障害者は104万5582人）⁽⁷⁾、韓国の総人口約5000万人に対する登録障害者の比率は約5.1%となっている。一方、韓国政府は障害者福祉法第31条等の規定に基づいて3年ごとに行っている実態調査により、登録をしていない障害者も含めた障害者数の推定値を出しており、2013年末現在で272万6910人の障害者がおり、うち116万2570人が女性であるとしている。この数値では障害者は総人口に対して5.59%の比率となる（보건복지부/한국보건사회연구원 2014, 110-112）。

障害者に関する法制度はとくに1990年代後半以降、整備されてきている。おもな法律としては、福祉サービスに関する障害者福祉法（장애인복지법）、障害児・者の教育に関する障害者等に対する特殊教育法（장애인등에 대한 특수교육법）、雇用に関する障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法（장애인고용촉진 및 직업재활법）、そして、本章で取り上げる障害者差別禁止法など多様な領域において、法律が整備されている。

2. 女性障害者が直面する困難

(1) 統計

韓国の女性障害者政策の課題の考察という本章の目的から、女性障害者に関する法制度だけではなく生活実態において、どのような困難な状況にあるかイメージをもつことは重要である。さまざまな領域の格差について、障害のある男性とない男性、障害のある女性とない女性の4者を比較した統計やデータがあれば一定程度の理解が可能であるが、韓国にはそのようなデータは存在しない。こうした統計やデータの欠如は韓国だけの問題ではなく、障害者権利委員会が権利条約上の第34条と第35条の国際監視のシステムに基づいてとりまとめる締約国各国の政府報告に対する総括所見をみれば、多くの国に共通する問題でもあることは明らかである⁽⁸⁾。そこで本章では、経済活動や所得と教育分野の一部という非常に限られた分野であり、かつ、同一の統計におけるデータでの比較が困難であるという限界はあるが、一般男性と女性の比較データ、障害者と障害のない人との比較データ、女性障害者と男性障害者の比較データを検討することで、女性障害者が社会的におかれている地位を推測することを試みる。

まず、韓国の一般的な男性と女性の格差についてみることにする。経済活動参加率と性別賃金労働者の賃金基準をみると、2013年基準で、経済活動参加率については男性が73.2%、女性は50.2%、賃金水準は男性が298万6164ウ

表1-1 男女の賃金格差

		2010	2011	2012	2013	2014
女性	月額給与	1,477	1,548	1,654	1,705	1,742
	対男性比率 (%)	62.6	63.3	64.4	64.0	63.1
男性	月額給与	2,361	2,444	2,569	2,664	2,761

(出所) e 国の指標 (e-나라지표) (統計庁 [통계청] 2015年) を編集, 筆者作成。

オン、女性は203万2905ウォンとなっている（여성가족부 2014, 41-42）。月額
の給与については2014年基準で男性が276万1000ウォン、女性が174万2000ウ
ォンであり、女性は男性の63.1%の水準にとどまっている（表1-1を参照）。

つぎに、障害者と障害のない人との格差についてである。一般の世帯と障
害者世帯の月平均の所得の格差についてしてみると、障害者世帯のそれは
223万5000ウォンであり、全国一般世帯の月平均所得415万2000ウォン（2014
年6月基準）の53.8%の水準である。障害者世帯の月平均の支出額では、障
害者世帯のそれは170万6000ウォンであり、一般世帯324万9000ウォンの52.5
%の水準である（2014年6月基準）（보건복지부/한국보건사회연구원 2014, 19）。
また、満15歳以上の経済活動参加率も全人口におけるそれが63.1%であるの
に対し、障害者は39.1%である。また、経済活動参加率については男性障害
者が50.26%であるのに対して女性障害者は23.73%にすぎない（보건복지부/
한국보건사회연구원 2014, 22）。

さらに、男性障害者と女性障害者のあいだにも格差はみられ、上述した経
済活動参加率もそのひとつであるが、教育水準についてこの格差はより顕著
である。全男性障害者のなかで27.7%が初等学校以上の学歴をもたないが、
女性障害者のそれは57.8%となり、この女性障害者で初等学校以上の学歴を
もたない者のなかで学校に行っていない人は21.0%に達する。女性障害者の
5人に1人は学校教育をまったく受けていないということになる。また、大

表1-2 障害をもつ男女の就学歴
(%)

就学程度	女性障害者	男性障害者
無学	21.0	4.7
初等学校	36.8	23.0
中学校	14.2	17.7
高等学校	19.3	34.5
大学以上	8.6	20.2

（出所）2014実態調査付録489ページ
（付表3-4-1）より抜粋し、筆者作成。

学以上の学歴をもつ男性障害者は20.2%であるのに対し女性障害者は8.6%にすぎない(表1-2を参照)。女性障害者の学歴の低さはそのまま就労の格差につながる。上記の経済活動参加率のほかにも、男性障害者の雇用率は2014年基準で49.4%であるのに対し女性障害者は19.8%にすぎず、逆に失業率は女性障害者が9.3%であるのに対して男性障害者のそれは5.8%となっている(한국장애인고용공단 고용개발원 2015, 8)。

(2) 事件等

報道などがされた事件等をみると、2000年代初頭に江原道(강원도)で、知的障害をもつ女性が集落の人たちから6年以上にわたり継続的な性暴力を受けたことが明るみになり、この事件が契機となって韓国で初の女性障害者の性暴力相談所が開設された⁽⁹⁾。その他、2011年には、2000年代初頭にろう児の施設や学校における性的虐待が常態化していた事件についてその実話をもとにした映画「トガニ」(도가니)⁽¹⁰⁾が大きな社会的関心を引き起こした。これが契機となり、女性障害者と児童を対象にした性的暴行犯罪に対し、公訴時効を排除する等の内容を盛り込んだ「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法改正案」(성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법: 以下、性暴力特例法とする)が採択された。性暴力特例法は映画のタイトルにちなんで「トガニ法」とも呼ばれている。これについては後述する。また、重大な人権侵害の例として女性障害者の子宮摘出の問題も社会問題となった。障害者権利条約 NGO 報告書連帯(장애인권리협약 NGO 보고서연대: 以下、報告書連帯)が障害者権利委員会に提出した NGO レポート(パラレルレポート)では、本人の同意なしに知的障害者11人から子宮摘出手術を行った事例が報告されている⁽¹¹⁾。

(3) 女性障害者による「語り」

つぎに、社会的不利の要因になり得るふたつの属性——障害と女性——によって複合的な困難を抱えながら生きる女性障害者の具体的な生の像を浮かび上がらせるため、もう少し女性障害者個人に焦点を当て、当事者の「語

り」をとおして実態をみでみることとする。障害種別や世代の差、ライフスタイルなど多様な個人の生涯におけるさまざまな領域すべての語りを紹介することはもちろん不可能であるが、生涯全般にわたって関連する暴力、生涯の特定の時期に経験する婚姻、リクロダクティブライツにしばって声を紹介する¹²⁾。

まず、暴力についてである。

「ある程度の年の大人いるじゃないですか。通りすがりに何度かやられてしまったことがあるのですが、大人の場合、近くによってくるじゃないですか。そして胸を触っていくんですよ。何回かやられました。私はやっていないっていわれたらこちらも言い返せないじゃないですか。道端でけんかするわけにもいかないし、こういうこと結構ありますよ。体に触ってきたり、胸をもんで行ってしまうというような……」(한국여성정책연구원 2010, 30)。

「こんな(性的な暴力)話、どこにするんですか。話ができるところもないし。まあ、自分が避けていけばいいのかと思って自分で避けます」(한국여성정책연구원 2010, 30)。

つぎに家庭や結婚についての経験である。

「私の家族のなかで、私とお兄さんが視覚障害者です。結婚問題で私の両親、とくに母は私に対して早くから結婚はするなとっていました。普通の女性でも結婚すると大変だ、お前はそうえ目が見えないのだから、結婚して男性の面倒をみながら苦勞して生きる必要はない、とくに最近は離婚率も高くなっているのだから、といったような話をします。もちろん母のせいで結婚をしなかったのではありませんが。私はこのような話を小さなときから聞いて育ってきました。お兄さんには、何十年も前に就職をちゃんとしたので、そうならお前はそこでいい女性がいたら同居するなり結婚するなりしなさい、といった調子でした」(한국여성정책연구원 2010, 31)。

「韓国は男の子を望む思想、儒教思想があって、ある程度お金がある家では男性の障害者は高校まで通わせません。でも女性障害者は外に出さないようにするんです」(한국여성정책연구원 2010, 31)。

つぎは生殖、リプロダクティブライツに関連すると思われることである。「何で大変な思いをして子どもを産もうとするのか、ちゃんとした人でも大変なことなのに、子どもなんてつくらずに生きていけばいいのに、こういう言葉を聞くと本当に傷つきます」(한국여성정책연구원 2010, 33)。

「そのおばあさんの言葉は忘れられないのですが、旦那さんも障害者か聞いてきたんです。私はその言葉のニュアンスがわかったんです。障害者は遺伝のようなものとみるせいで私が子どもを身ごもってお父さんも障害者であれば子どもも障害者が生まれてくるのではないかということが私にもわかったので。主人は障害者ではありませんよといったらおばあさんが、ああよかった、とおっしゃったのです。私がそういう遺伝ではありません、と話をしましたが、その時にはおばあさんが小さい頃にもった考え方に染まっていて、聞いてくれそうでもなく。何とも言えませんでした」(한국여성정책연구원 2010, 33)。

これらの「語り」だけからも、女性障害者は障害のない女性では経験することのないことを経験し、男性障害者でも経験することがないことを経験し、生活のさまざまな場面で障害のない人や男性障害者よりも排除されやすい位置に立たされることが推測される。

3. 小括——生活の困難の複合性——

統計における所得や経済活動参加率をみると、女性障害者が一般の女性と男性、男性障害者と比較して一番低いことがわかる。こうした数値の低さの背景を上記の「語り」を参考に検討する。ある女性障害者は、韓国の家父長制の伝統から男の子が望まれる、あるいは男性優先という点では障害をもつていても男性にはそれなりにさまざまな機会が与えられることがあるが、女性障害者は家に閉じ込められがちとなると述べている。すると女性障害者は人との関係づくりや人に対する自分の意見の表明をする力が相対的にそがれてしまうことになる。また、「何で大変な思いをして子どもを産もうとする

のか、ちゃんとした人でも大変なことなのに、子どもなんてつくらずに生きていけばいいのに」ということを言われる。あるいはおばあさんから受けた言葉からも、障害は悪いこと、障害のない女性と同じようにしてはいけない、という自らの価値を低くみてしまうということが生じる。これは家庭や社会における男性障害者への扱いの差からも生じることである。他者との関係づくりにおける経験の不足や自尊感情の低さが、たとえば最初の「語り」の性暴力についてもそうした被害を受けやすくなり、解決においても自らの声が出しにくくなり、本来であれば暴力を行使した者が責任を負うべきところを「自分が避けていけばいいのだ」ということになる。そしてこうした暴力はますます増長される。家父長制からくる思考や慣習、社会一般の障害に対する認識などが複合的に重なり合い、日常生活のさまざまな領域でこうした体験が積み重ねられ、それが相乗的な作用を起こして統計上の数値や事件として社会に表れてくると思われる⁴³。

ここで権利条約第6条「障害のある女子」の1項で使われている「複合的な差別」(multiple discrimination)について若干ふれる。「締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし」と規定されているが、韓国の法制度上複合差別の定義は今のところ存在しない。上野千鶴子によれば、社会的弱者は複数の差別を同時に経験しており、複合差別は、複数の差別が単に蓄積した状態ではなく差別が互いに絡み合い複雑に入り組んでいる状態とし(上野1996)、加納恵子は「複数の重大な差別要因が相乗的に影響しあって生み出される深刻な権利を剥奪された状態」(加納2004, 110)と述べている。理念ではない実定法上の差別禁止法制における女性障害者の「複合差別」の課題にしぼると、そうした「複合差別」の法律上の定義化には立法事実の積み重ねも含めて丁寧な検討が必要である。女性障害者への差別的な状況は複合的な要因が相乗的に影響しあってできたものであり、この認識のもとで差別的状況が発生している原因の分析は必要であるが、法律の適用に当たり救済されるべき複合差別とはどういった差別であるのか概念の明確化が必要であると思われる。たとえば、女性障害者特有の問題とし

て女性障害者による出産や育児の問題がある。当該分野での特定の場面における差別的な取り扱いとして考えられるのは、受診や治療、入院などの拒否や、合理的配慮を提供しないことがまず考えられる。そうした取扱いの是正においては、複合差別の定義を新たに設けなくても、障害者差別禁止法——日本では障害者差別解消法——の規定に基づく差別禁止や合理的配慮の提供、すなわち、障害差別の文脈での解決が可能となり得る。しかしながら、この場面において家族や関係者より家父長制や障害に対する認識から、たとえば女性障害者であることを理由に堕胎を薦められ、婚姻や出産、養育の機会から実際に制限や排除されることがあれば、既存の障害差別のみの枠組みでは解決できない可能性もある。女性障害者の「複合差別」の概念整理は今後の大きな課題である¹⁴⁾。

第2節 女性障害者政策

本節では、韓国政府による女性障害者施策の概要を整理する。まず分析の前提として、2015年に大きく変わった女性施策一般の根拠法を紹介する。女性施策の根拠法であった女性発展基本法が2014年に両性平等基本法に全面改正され、2015年7月より施行された。この法改正は「女性政策のパラダイムの変化」ともいわれる(박선영 2014, 11)。女性政策の理念と方向性を定めた両性平等基本法の内容と課題を整理することは、女性障害者施策を検証するうえで欠かすことはできない。

1. 女性発展基本法と女性施策推進体制

1995年の女性発展基本法の制定が本格的な女性政策のはじまりとされる。同法は「憲法の男女平等理念を具現するため、国家と地方自治団体の責務について基本的な事項を規定することにより、政治・経済・社会・文化のすべ

ての領域において男女平等を促進し女性の発展をめざすこと」を目的とする(第1条)。国・地方自治体が積極的差別是正措置をとること、女性家族省大臣(여성가족부장관)が国や自治体に対して措置に関する勧告を行うこともできるとする規定(第5条)、5カ年計画となる女性政策基本計画の立案(第2章)、政策決定過程や政治参画(第15条)、国や自治体における女性の雇用促進と男女差別禁止規定等が盛り込まれている(第16条、第17条)。

女性発展基本法はこの間の韓国の女性施策推進をけん引し、施策の発展に大きく寄与した。性暴力や家庭内暴力の防止のための法制定を行い、国が介入して防止し、被害者を救済する犯罪とし、2012年には刑法上の性犯罪の親告制度を廃止している。家族関係においては、2005年に戸主制度が廃止され、2008年の戸籍法(호적법)の廃止とそれに先立って制定された「家族関係登録等へ関する法律」(가족관계등록등에 관한 법률)は、男女平等の家族関係確立の基盤となったとされている(이기순 2015, 7)。

また2001年、女性施策の担当省庁として女性省が新たに政府に設置され、初代の大臣(장관)に女性運動のリーダーであった韓明淑氏が就任した。現在は女性家族省と名称を変え、權益増進局、女性政策局、企画調整室、青少年家族政策室、25課で構成されている。女性省の前身は、当時の金大中政権が政府組織法(정부조직법)第18条によって1998年に設置した大統領所属の女性特別委員会(여성특별위원회)である。同委員会は1999年に「男女差別禁止および救済に関する法律」を制定する等の成果を上げている。しかし、特別委員会という組織体制では予算や人員等の限界があり、2001年に新たな省の設置となったのである。新設された女性省は、女性特別委員会の業務以外に、保健福祉省から家庭暴力や性暴力被害者の保護等の業務を、さらに労働省(노동부)から「女性の家」の業務の移管を受けている。その後、青少年および多文化家族を含む家族機能が保健福祉省より移管され、女性の総合的な施策および、權益増進等の地位向上のみならず、家族政策、青少年の育成や保護の業務を担当している⁴⁵⁾。

2. 両性平等基本法の内容と問題点

両性平等基本法(박선영 2014, 8-11)は2014年5月2日に国会本会議で採択され、2015年7月1日より施行された。2009年より女性発展基本法の改正論議が国会で本格化し、法案として性平等基本法(성평등기본법)案と女性家族省から出された女性政策基本法への改正案をめぐる議論が行われたが、第18代国会の閉会によって両案ともに廃案となった。その後の第19代国会において性平等基本法案と両性平等基本法案が上程され、折衝の結果、両性平等基本法の採択に至った(박선영 2014, 2)。7つの章と全53の条文からなる同法のおもな内容を紹介する。

まず総則(第1条から第6条)のおもな内容である。第1条の法の目的を女性発展基本法の「男女の平等の促進」と「女性発展」から「両性平等の実現」とし、基本理念での「女性発展」を削除し、性差別の解消と両性の同様な参画と待遇を通じた実質的両性平等社会の実現とした。また、第2条で両性平等を「性別による差別や偏見、蔑み及び暴力なしに人権を同等に保障され、すべての領域で同等に参画し、待遇を受けることをいう」と定義し、雇用の分野のみであったセクシャルハラスメントの範囲を拡大した。第2章(第7条から第13条)では両性平等政策の基本計画の立案などを定め、両性平等委員会の審議内容の拡大や両性平等実態調査を5年ごとに行う旨が規定された。第3章(第14条から第41条)は基本施策を定め、とくに重要なものとして、現在も行われているが、法的根拠がなかったジェンダー教育や国家性平等指数等を明記し、政治や政策決定過程、公職でも男女の均衡のとれた参画のための措置をとることが明文化されたことである。国や地方公共団体に対して性差別を禁止するための施策の義務も課している。

女性の発展から男女平等という法の目的や基本理念変更は女性施策のパラダイムの転換をもたらす可能性はあるが、課題や問題点も指摘されている。たとえば、法のタイトルや目的が「性平等」ではなく「両性平等」とされた

点である。これは「性的」のみにすると「性的指向」も含まれることに対する憂慮などから、同法への導入は見送られたという。「両性」が男性と女性という性的アイデンティティを前提としたものとしてとらえられ、かえってトランスジェンダーなどの性的マイノリティを排除してしまう恐れがある(한국여성단체연합 2014, 89)。また、公務員に対するジェンダー教育が義務化されているが対象を担当者だけでなく、すべての公務員にするべきなど内容についてもさまざまな課題が指摘されている⁶⁾。施行後間もない現時点においては、今後の施行状況を注視すべきだろう。

3. 女性障害者施策の内容

(1) 女性障害者政策の概要

韓国の障害者政策においては障害者政策総合計画という5カ年計画を立案し、推進するという体制をとっている。以前は障害福祉発展5カ年計画という名称であった。第2次障害福祉発展5カ年計画(2003~2007年)立案時に、女性障害者支援対策を主要項目として設定し、成人知力の向上、就業と所得保障、健康管理の強化、出産養育支援、暴力防止および予防を推進した。第4次障害者政策総合計画(2013~2017年)では、女性障害者の妊娠・出産支援、女性障害者体育教室運営、女性障害者社会参加支援拡大、女性障害者への暴力防止および被害者支援、性暴力被害障害者に対する助力人制度の導入を取り入れている。これが政策推進の大枠となる。

女性障害者施策のおもな担当省庁は保健福祉省(보건복지부)と女性家族省である。女性家族省は女性政策に深く関係する事業等の担当省庁となり、障害者施策の担当省庁は保健福祉省であるためである。

女性障害者に関する韓国政府の政策としては次のものが挙げられる(シン・ドンホ 2014)。おもなものとして、まず、保健福祉省では、教育支援事業として女性障害者の要望および障害特性に基づいた利用者中心の教育プログラムの提供を全国31機関で307の事業として行っている。また、2015年度

表1-3 女性障害者に対する各省庁別の施策

担当省庁	事業名	おもな内容
保健福祉省	教育支援事業	○女性障害者の要望および障害特性に基づいた利用者中心の教育プログラムの提供 (全国31機関で307の事業)
	オウリムセンター (올림센터) 運営	○その人の視点に立った相談における悩み解決 ○エンパワメント教育および地域社会機関と連携、事後管理等(女性障害者団体や障害者福祉館に委託し、22か所運営中)
	出産費用支援事業	○出産時、1人当たり100万ウォン支援
女性家族省	特化教育支援	○イメージ編集教育, テレマーケティング養成教育, バリスタ養成課程支援
	エンパワメント (역량강화) 事業 暴力防止および被害者支援	○女性障害者のための経済・社会・文化面のエンパワメント ○障害者相談所, 障害者保護施設, 家庭暴力被害者の統合障害者保護施設の設置運営機関の選定
雇用労働省	雇用支援	○女性障害者雇用奨励金の支給と優先採用 ○女性障害者への適職種の開発
文化体育観光省	体育活動支援	○女性障害者体育活動支援
法務省	性暴力被害者支援	○性暴力被害障害者のための助力人制度の導入

(出所) 신동호 (2014) 4ページの表2 (註2)を修正し、筆者作成。

からは女性家族省の事業であったオウリムセンター(어울림센터)¹⁷⁾の運営が移管され、エンパワメント(역량강화)教育などの事業を行っている。出産費用支援事業として、出産時、1人当たり100万ウォンの支援を行っている。女性家族省は、特化教育支援としてたとえばバリスタ養成課程支援を行っている。またエンパワメント事業や暴力防止および被害者支援のための障害者相談所や障害者保護施設、家庭暴力被害者の統合障害者保護施設の設置や運営機関の選定を行っている(表1-3を参照)。

これらの政策をみると、教育、出産等に対する支援、性暴力被害者の救済、雇用支援ということがおもな政策となっていることがわかる。保健福祉省では、教育関連事業や母性権と呼ばれている妊娠や出産、養育等の支援を行う一方で、女性家族省は、1点目として性暴力被害の対策、2点目として実社

会への参加のための職能技術習得に力を入れている。1点目の性暴力被害者に関する事業では、障害者相談所（女性障害者性暴力相談所と同義）が全国25カ所において民間委託方式で運営されている。たとえば、女性障害者最大のNGO ネットワークである韓国女性障害者連合（한국여성장애 인연합）¹⁸⁾は6カ所で運営している。障害女性共感（장애여성공감）という団体が女性家族省からの委託を受けソウルで運営している障害者相談所の場合、これまでに100人前後の性暴力被害者の支援を行っている。このうち70%が知的障害者とのことである。裁判支援や家族相談支援など、被害者1人当たり10から15種類の支援が必要なので支援数に直すと1500ほどの支援として数えることができるとのことである。また、相談案件は長期的なものが多く、司法事例も多いとのことである¹⁹⁾。性暴力に関連して、障害者保護施設が4カ所で運用されている。2012年の入所者数と退所者数は78人で同一であり、継続して入所している入所者数は108人となっている²⁰⁾。これらの数字は2011年に比べると若干増加している²¹⁾。2点目についてはとくに、出産後に職場復帰できない経歴断絶女性の問題を重視している²²⁾。韓国は障害者を含む社会政策の方向性として、雇用政策に重点をおいており（崔 2012）、この点がはっきりと出ているように思われる。女性家族省のスローガンも「仕事と家庭の両立」となっている。これについては性役割の固定化につながるという批判も聞かれる²³⁾。

雇用関係の施策に関連して、雇用労働省の障害者雇用奨励金支給制度をみると、2010年4月1日以降、入社時期や障害の程度、性別によって、月額15

表1-4 障害者雇用奨励金支給内容

(ウォン)

		軽度（障害者） 男性	軽度女性	重度男性	重度女性
2010年4月1日以降	入社3年未満	30万	40万	40万	60万
	入社3～5年	21万	28万		
	満5年を経過	15万	20万		

（出所） 신동호（2014） 8ページの表6（丑6）より抜粋。

万ウォンから60万ウォンが支給される。女性障害者や障害の重い人に手厚くなっており、入社3年未満の軽度の男性障害者は30万ウォン、軽度の女性障害者は40万ウォン、重度の男性障害者は40万ウォン、重度の女性障害者は60万ウォンとなっている。軽度の障害者は入社3年未満、3～5年、満5年を経過と3つに分類され入社から時間がたつほど支給額が減るのに対して、重度障害者は変わらない（表1-4参照）。

(2) 性犯罪特例法

先述のとおり、女性障害者に対する性暴力事件が社会に大きな衝撃を与え、法制度が整えられてきた。女性障害者への暴力に対する法律は刑法、障害者差別禁止法、犯罪被害者保護法（범죄피해자보호법）のほか、性犯罪に関する性暴力特例法や児童青少年性保護等に関する法律（아동 청소년 성보호 등에 관한 법률）がある。ここでは性犯罪処罰特例法について救済の手続きも含めてみることにする。

性犯罪特例法は障害者に特化した法律ではもちろんない。しかし、映画トガニの衝撃から2011年の法改正につながり、それにより女性障害者と未成年者に対する規定が大きく変わった。障害者への性暴力類型の細分化、量刑の強化、偽計または威力を用いた障害者に対する性暴力犯罪を非親告罪に転換、13歳未満の女性児童と女性障害者に対する暴行、強迫による強姦と準強姦罪の公訴時効の廃止などである。とくに注目すべき点は、偽計や威力による性暴力犯罪を親告罪ではない犯罪とした点である。改正前は刑法第302条の心神耗弱者の姦淫罪を適用しており、これは親告罪として被害者の告訴がなければ加害者の処罰はできないものであった。しかし、改正により性暴力特例法第6条に第5項と第6項が追加され、非親告罪とされたことで被害者の告訴は必要なくなったのである。女性障害者、とくに知的障害がある女性の場合には、刑法上の暴行や脅迫にならない程度の偽計や威力などで犯罪に巻き込まれることが多く、自ら告訴することはそれほど簡単ではない。また親告罪では、告訴を取り下げれば処罰されないため加害者側が和解を求めること

が多く、これを拒否すれば二次被害に遭う可能性も高かったため、和解を受け入れることも多かったという。しかし、非親告罪となったことで加害者に法的制裁を加えることができる機会は増えた²⁴⁾。

また、相談体制なども整っている。被害を受けた本人などが警察に申告すると、被害者は検察が運営する性暴力被害者の支援施設であり、指定の病院に設置されているヘバラギセンター²⁵⁾（センター長は病院長）において、陳述分析家や速記者を指定し、国選の弁護士と相談員が被害者から直接陳述の内容を聞くこととなる。その陳述内容を分析し、司法手続きに入る仕組みになっている²⁶⁾。これは、とくに知的障害や発達障害のある女性が被害者として多いため、事実内容の確認と意思の疎通を慎重に行う必要があるためである。

次節では女性障害者に特化していない一般的な障害者関連法制度のなかでとくに女性障害者に関連する障害者差別禁止法や権利条約に関する動向を検討する。

第3節 障害者権利条約、差別禁止法と女性障害者

1. 障害者差別禁止法

障害者差別禁止法は障害者の権利を保護し、差別被害者の救済を定める法律であり、韓国の障害者施策上、重要な法律のひとつである。同法では、障害者あるいは障害者の関係者に対する直接差別、間接差別、合理的配慮（正当な便宜）の拒否等の差別を禁止する。女性障害者については、第5節の第28条（母・父性権の差別禁止）で「何人も障害者の妊娠、出産、養育等、母・父性権において、障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない」「国家および地方自治団体で直接運営し、又はそこから委託あるいは支援を受けて運営する機関は、障害者の避妊および妊娠・出産・養育等における実質的な平等を保障するため、関係法令が定めるところにより障害種別および

程度に適合した情報・介助者派遣サービス等の提供および補助機器・道具等の開発等、必要な支援策を準備しなければならない」「国家および地方自治団体は、妊娠・出産・養育等のサービス提供と関連して、この法に定める差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない」などの規定がされており、第29条（性による差別禁止）では、性的自己決定権が確認され、「家族・家庭および福祉施設等の構成員は、障害者に対し障害を理由に性生活を享有する空間およびその他の道具の使用を制限する等、障害者が性生活を享有する機会を制限し、又は剥奪してはならない」と規定がなされている。これらの規定をみると、母性権といわれる妊娠や出産、養育という面に焦点が当てられている。性を否定されてきた歴史をもつ女性障害者の声が反映されたものであるが、「母性」や性的自己決定に関する規定のみがなされ、ジェンダーの視点からの性的役割からの解放という側面が欠けているとの批判がある²⁷⁾。

女性障害者に関する事例や紛争解決の実態については、国家人権委員会によれば、同法第28条、第29条に該当する女性障害者特有の案件というのはいまもなく、一点、女性障害者の出産における正当な便宜の問題が取り上げられたことがあったとのことである。それ以外には、教育や雇用など同法の他の条項で対応しているもの、あるいは「障害者差別」ではなく女性差別の問題で取り扱っている場合があるのではないかとのことであった²⁸⁾。

障害者差別禁止法の運用面において、こうした女性障害者の取り扱い実態しかないことになっている理由として考えられることのひとつは、国家人権委員会が女性と男性の統計上の区別を行っていないためにそれらが明確にできないということである。女性障害者の事例とそうではない事例を体系的に把握していないという批判がされている²⁹⁾。統計やデータの収集においては、障害者差別禁止法に関するものに限らず、政府機関の統計が全体的に性別ごとのデータを収集していないということが、国連障害者権利条約 NGO 報告書連帯（UN 장애인권리협약 NGO 보고서연대）³⁰⁾が国連障害者権利委員会に提出したパラレルレポートのなかでも指摘されている（Korean DPO and NGO

Coalition for UN CRPD Parallel Report 2014)。

もう一点、これは推測の域をでないが、女性障害者の社会参加そのものが男性障害者ほど進んでいないため、障害者差別禁止法で規定する各生活領域において女性障害者特有の差別事例や必要とされる正当な便宜（崔 2010, 51-52）が浮かび上がってきていないという可能性が考えられる。上述のとおり、女性障害者は学歴が低く経済活動の参加率も男性、女性、男性障害者と比較すれば一番低い。所得も低くならざるを得ない。このような状況では、法が禁止する差別を差別と認識する機会、生活活動において不当な扱いを不当であると認識する機会、あるいはそれを申し立てる機会が制限されているのではないかと思われる。

2. 障害者権利条約と国家人権委員会

前述のとおり、2014年10月3日に国連障害者権利委員会より韓国政府に対して総括見解（concluding observations）が出された⁹¹。女性障害者に関してもいくつか出されている。

まず、女性条項である第6条関連である。障害者権利委員会は、①障害関係の法制度にジェンダーの視点を取り入れられていないことに留意し、家庭内暴力の防止のための効果的な措置が欠如していることに懸念を示し、②ジェンダーの視点を障害法政策にメインストリーム化することと、女性障害者に特化した政策の開発を勧告し、③DVや性暴力防止のための教育プログラムを策定するときに障害の視点を取り込むことで、居住施設の内外における女性障害者への暴力に対する効果的な措置をとることを勧告し、④女性障害者が、一般教育を終えたあるいはそれから排除されたということにかかわらず、女性障害者の選択とニーズによる効果的な生涯教育を受けることを確保することを勧告し、⑤女性障害者の妊娠中や出産における支援を増やすことを勧告した。

つぎに、国連障害者権利条約 NGO 報告書連帯の平行レポートに子宮

摘出手術の指摘があった第17条においては、強制不妊手術を根絶するための適切な措置をとることや、地域や入所施設において、強制不妊手術に対する保護を提供し、それがアクセシブルで効果的であるようにすることを勧告している。また、強制不妊手術の実態調査を行うことも勧告した（UN CRPD 2014, para. 33-34）。

また、第27条の労働条項についても男女障害者の格差をなくすための政策をとることを勧告しており、第31条の統計・データの収集についても性別や年齢等、区分されたデータ等の作成を勧告している³²。

こうした国連の動きに対して、障害者権利条約第33条が定める独立した履行のための監視機関たる国家人権委員会は、障害者権利条約に特化した監視活動は現在のところは行っていない。ちなみに韓国においては、同条約第33条が規定する条約履行の監視の体制として、日本の障害者基本計画に該当する障害者政策総合計画の履行状況の監視がすなわち権利条約の履行状況の監視に当たるとされる。日本において内閣府の障害者政策委員会が障害者基本計画の実施状況を監視することが、すなわち、権利条約の履行状況の監視に当たるとされることと同様の仕組みである³³。

これについて、国家人権委員会の担当者によれば、2019年の次の障害者権利委員会との建設的対話までに関連部署や機関における総括所見の履行状況について、国家人権委員会が監視するための5カ年計画を立てる予定であるとのことである³⁴。

おわりに——評価と課題——

以上、韓国における女性障害者の制度や実態について考察した。一般の女性施策が1990年代から本格化したのに対して、女性障害者については女性障害者への性暴力事件を契機に2000年以降ようやく独自の政策が行われるようになったということからみれば、この15年で女性障害者の施策に関する法律

や制度上のメニューはかなり充実してきたといえよう。性暴力に関しては映画化されたトガニ事件を契機とした法改正も含めてとくに取り組みが早い。性暴力問題は、国連障害者権利委員会が締約国に対して示している総括所見からわかるとおり各国に共通する問題であり、女性障害者に特化した性暴力相談所が全国に25カ所設置されたことや、その他の性暴力被害者の救済のための韓国の仕組みは、他の国々に参考になると思われる。性暴力への取り組み以外にも、相談事業や職業訓練などの施策が行われ、女性障害者の社会参加を促進している点は評価できるものである。エンパワメント事業は低い社会的地位におかれた者が失いがちな自己肯定感を向上させる点で意義があり、手に職をつけるための事業も大切である。

一方で課題もみえてきている。女性問題と「障害」が複合的に重なり合い、相乗されつくられてきた女性障害者の複合的な生きにくさ、生活のしづらさ、複合的な差別的状況をどのように解決していくか、明確な方向性は示されていない。まず、女性障害者を含む女性の地位の相対的な低さの原因を取り除く必要がある。本章でも紹介した国際比較の数値をみても韓国のジェンダー観点からみた格差は大きい。女性の地位を改善することが必要であり、そこには家父長制の伝統の克服が含まれる。その点で、それまでの女性発展基本法が両性平等基本法へ改正され、ジェンダーの視点で両性の平等が女性施策の基本的な理念となった。法律の内容にはさまざまな課題を含みながらも、今後、実態がどのように変化するのか注目したい。一方で、女性障害者の複合的な差別的状況を変えるうえで、一般の女性問題における女性障害者問題のメインストリーム化は欠かせない。両性平等基本法においてマイノリティ集団に対する規定はされておらず、女性施策一般に女性障害者の視点がどれだけ盛り込まれるのか明確ではない。一般の女性政策にジェンダーの観点を取り入れることは女性障害者の複合的な差別的状況を改善するために必要であり、今後の課題である。2014年11月、「北京プラス20ポスト2015 ジェンダーの観点からみた韓国社会の変化」というシンポジウムが開催され、女性問題についてマイノリティ女性が一堂に会して討論する機会がもたれたのは

初めてとのことであった⁸⁹⁾。さまざまな立場の女性の交流が進むことで、多様な領域において女性施策の今後の発展が期待される。

差別禁止法については、女性条項に関しては十分に機能していないといえよう。法の実効性を高めるためには、女性障害者の複合的な差別状況を明確にするための調査、研究が必要である。そのためには、まず、差別禁止法の救済機関である国家人権委員会が、自らが受理し、調査した申し立て案件の内容を性別ごとに分析することが求められる。そして、女性障害者の社会参加の障壁を複合差別の視点からとらえなおし、法律を見直すことも必要であると思われる。

[注] _____

- (1) 韓国の家父長制について、ジェンダーの観点からの論考として瀬地山角『東アジアの家父長制』（勁草書房、1996）。
- (2) HDIについては国連開発計画（UNDP）のURL（<http://hdr.undp.org/en/data>）を参照、GGIについては、世界経済フォーラム（World Economic Forum）のURL（<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2015/rankings/>）を参照。参考までに日本は、HDIは23位、GGIは101位となっており、韓国と似通った数値となっている。
- (3) 本章で言及する韓国の法律の韓国語原文は韓国法制処（Ministry of Government Legislation）の国家法制情報センターのウェブサイト（<http://www.law.go.kr/LSW/main.html>）を参照。（2016年1月17日アクセス）。その他、日本語訳は崔。障害者差別禁止法の日本語訳は崔（2011）。
- (4) 韓国では「障害者」を「障害人」（장애인）と表記する。日本においてはさまざまな議論があり、本章では一般的に使用されている「障害者」という表記を、翻訳等も含め採用する。また「女性障害者」の表記については、「障害女性」という表記もあり得るが、本章では混乱を避けるため固有名詞や訳語を除き「女性障害者」に統一する。これら表記の違いについては、自らがやっている運動（障害者運動や女性運動）の理念や実践により、あるいは自らのアイデンティティにより、軸足を「障害」に重点をおく場合は「女性障害者」、「女性」におく場合は「障害女性」という表現・表記になる、という（キム・ミヨン氏ほか）が、本章では深く立ち入らない。
- (5) 権利条約の邦訳については日本政府訳を用いる。以下、外務省URL（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>、2016年1月14日アクセス）を参照。

- (6) 障害者差別禁止法については崔(2010)を参照。
- (7) 登録障害者数については「장애인 등록 현황」(2014년 12월 기준) (보건복지부) (「障害者登録現況」[2014年12月基準][保健福祉省]) http://www.mohw.go.kr/front_new/jb/sjb030301vw.jsp (2016年1月15日アクセス)。
- (8) たとえばオーストラリアに対する総括所見のパラグラフ54やスウェーデンに対する総括所見のパラグラフ56をみると年齢やジェンダーなどに分類されたデータの充実が勧告され、ニュージーランドに対する総括所見のパラグラフ68では、障害のない男性と女性、障害のある男性と女性の比較が可能なデータの作成を勧告している。韓国に対しても総括所見のパラグラフ60で「委員会は韓国が性別・年齢・障害種別・居住地・地域性・政策の対象者をもとに分類された資料の収集・分析・配布を体系化することを勧告し、利用可能な形態で統計を提供し、すべての障害者が自由に統計にアクセスできるようにすることを勧告する」としている。障害者権利委員会が出している締約国に対する総括所見は国連人権高等弁務官事務所のURL (http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeID=5, 2016年1月14日アクセス)を参照。

韓国については see: U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1 “Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea” para. 60. (邦訳は崔)。

- (9) 한결레 (<http://legacy.www.hani.co.kr/section-005100032/2002/03/005100032200203181917234.html>, 2016年1月15日アクセス)。
- (10) 2011年に上映された映画で、原題の「토파니」(トガニ)は坍塌(るつぼ)の意。日本語版のタイトルは「トガニ 幼き瞳の告発」。韓国南部の光州のろうあ者福祉施設・光州インファ学校で2000年から2005年にかけて行われた入所児童に対する性的虐待と、それを施設や地域ぐるみで隠蔽していたこととその顛末を題材にした映画。
- (11) “Parallel Report for the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities” Article17 “Protecting the Integrity of the Person.”
パラレルレポートについては国連人権高等弁務官事務所のURL (http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=935&Lang=en, 2016年1月15日アクセス)を参照。
- (12) 한국여성정책연구원 (2010) 30-33ページから抜粋。邦訳は崔。さまざまな生活領域における実態把握、施策立案のための女性障害者の指標開発のための研究。
- (13) 松波めぐみは、複合差別は障害差別と女性差別を足し算したのではなく掛け算したものであると述べている(松波2014)。また、日本においては、DPI女性障害者ネットワークでは2012年に女性障害者の生活の困難や複合差別の実態調査を行っている(DPI日本会議・DPI女性障害者ネットワーク

- 2012)。生活実態の調査と制度の調査を行っており、韓国の女性障害者が直面している性暴力や日常生活や社会生活からの排除や制限と類似した事例が多く出されている。
- (14) 日本においては政府の審議機関として第18回内閣府障害者制度改革推進会議差別禁止部会で議論された。詳細は内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#bukai18>)。また、女性障害者の複合的な困難について、行政文書以外で法律や条例としてははじめて京都府の障害者差別禁止条例第2条で「(4)全て障害者は、障害のある女性が障害および性別による複合的な原因によりとくに困難な状況に置かれる場合等、(中略)その状況に応じた適切な配慮がなされること」と規定された。
- (15) 女性家族省ホームページ (http://www.mogef.go.kr/korea/view/intro/intro_01_03.jsp, 2016年1月15日アクセス) を参照。
- (16) たとえば이준일 (2015) 33ページ。
- (17) 「オウリム」は、付き合い、ふれあいの意。
- (18) 韓国女性障害者連合は社団法人格をもつ韓国最大の女性障害者団体のネットワークである。女性省の初代大臣を務めた韓明淑氏もこの団体の出身である。また2014年まで国家人権委員会常任委員であった張明淑氏も当団体の出身である。団体の概要等についてはホームページ (<http://www.kdawu.org/index/main.php>) を参照のこと。
- (19) 2014年11月11日、障害女性共感代表ペ・ボクチュ氏へのインタビュー。障害女性共感はソウル市ソンパ区に事務所をおき、いわゆる全国団体ではない。女性障害者の自立支援や文化活動、性暴力相談所の運営などを行っている女性障害者の当事者団体 (<http://wde.gizmo.kr/>) である。
- (20) 2014年11月13日の保健福祉省障害者政策局障害者權益支援課、障害者サービス課インタビュー時に障害者サービス課事務官のシン・ドンホ氏提供資料。
- (21) 2014年11月11日、障害女性共感代表ペ・ボクチュ氏へのインタビュー。
- (22) 2014年11月13日の保健福祉省障害者政策局障害者權益支援課・障害者サービス課でのインタビューにて。
- (23) 2014年現地調査での障害法研究会事務局長キム・ミヨン氏へのインタビュー。
- (24) 장애여성공감 부설장애여성성폭력상담소, 한국성폭력상담소, 한국성폭력위기센터 (2014)。または、2015年10月29日の「障害女性共感」ヤン・エリア相談員へのインタビューによる。
- (25) 「ヘバラギ」はひまわりの意。
- (26) 장애여성공감 부설장애여성성폭력상담소, 한국성폭력상담소, 한국성폭력위기센터 (2014) 31-32ページ。または、2015年10月29日の「障害女性共感」ヤン・エリア相談員へのインタビューによる。

- (27) キム・ミヨン氏へのインタビューでは、たとえば子どもがいる女性障害者が働くための正当な便宜規定がなされていない、という点を述べていた。
- (28) 2015年2月、国家人権委員会障害者差別1課の障害者権利条約の担当者のインタビュー。
- (29) キム・ミヨン氏インタビュー。
- (30) 2013年4月に22の障害者団体や市民社会団体、5つの後援団体、ひとつの幹事団体で構成されたネットワークで、国連障害者権利委員会の韓国政府の最初の政府報告書の建設的対話（審査）にパラレルレポートを作成し、提出することを目的としていた。2014年10月、韓国に対して総括所見がだされたことで、翌年1月に解散した。
- (31) UN CRPD（2014）。第6条に関しては para. 13-14を参照。
- (32) 第31条に関しては U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1 “Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea” para. 60-61.
- (33) 内閣府では障害者権利条約の国内モニタリングについての国際調査（内閣府、2014）、また、政府報告書の作成から国連における審査までの過程についての国際調査（内閣府、2015）を行っており、筆者は両報告について、調査委員として韓国を担当した。報告書の内容は以下、URLより参照が可能である。国内モニタリング調査については（<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h25kokusai/index.html>）、最初の政府報告の検討プロセスについての調査は（<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h26kokusai/index.html>）を参照。
- (34) 2015年2月、国家人権委員会障害者差別1課の障害者権利条約の担当者のインタビュー。
- (35) 2014年11月12日、韓国女性障害者連合常任代表ユ・ヨンヒ氏インタビュー。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 上野千鶴子 1996. 「複合差別論」『差別と共生の社会学』（岩波講座現代社会学15）、203-232.
- 加納恵子 2004. 「女性障害者問題を読み解く——「女性身体規範」をめぐる——」林千代編著『女性福祉とは何か——その必要性と提言——』ミネルヴァ書房 102-117.
- 崔榮繁 2010. 「韓国の障害者法制——障害者差別禁止法を中心に——」小林昌之編『アジア諸国の障害者法』アジア経済研究所 29-63.

- 2011. 「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」『韓国の障害者差別禁止法制』2011年5月13日 内閣府 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会 発表資料 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf) 8-39.
- 2012. 「韓国の障害者雇用制度」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジア経済研究所 25-54.
- DPI 日本会議・DPI 女性障害者ネットワーク 2012. 『障害のある女性の生活の困難複合差別実態調査 報告書——人生の中で出会う生きにくさとは——』DPI 日本会議.
- 内閣府 2014. 『平成25年度障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査報告書』.
- 2015. 『平成26年度障害者の権利に関する条約の包括的な最初の報告の検討プロセスに関する国際調査報告書』.
- 松波めぐみ 2014. 「『障害女性への複合差別』の政策課題化——問題の可視化と当事者のエンパワメントに向けて——」『研究紀要』[世界人権問題研究センター] (19) 251-238.
- 山下英愛 2007. 「韓国における女性運動の現状と課題」『東西南北』[和光大学総合文化研究所年報] 30-45.

<韓国語文献>

- 국가인권위원회 [国家人權委員會] 2014. 『2014 장애인차별금지법 모니터링 결과 보고서』 국가인권위원회 [[2014 障害者差別禁止法モニタリング結果報告書]].
- 2015. 「2015 「장애인차별금지법」 시행 7 주년기념토론회」[2015 「障害者差別禁止法」施行7周年記念討論會 資料].
- 박선영 [パクソンヨン] 2014. 「양성평등기본법의 입법 의의와 과제」[兩性平等基本法の立法 意義と課題] 『제 88 차 여성정책포럼 양성평등기본법과 여성정책 패러다임』 자료 2-14頁 [[第88回女性政策フォーラム 兩性平等基本法と女性政策のパラダイム] 資料].
- 보건복지부 / 한국보건사회연구원 [保健福祉省・韓国保健社会研究院] 2014. 『2014년 장애인 실태조사』[2014年障害者実態調査].
- 신동호 [シンドンホ] 2014. 「여성장애인 지원 현황과 추진 방향」[女性障害者支援の現況と推進方向].
- 이기순 [イギスン] 2015. 「양성평등기본법 시행령 시행규칙의 주요내용 및 향후 추진과제」[兩性平等基本法施行令・施行規則の主要内容および今後の推進課題] 『양성평등기본법 성공적 시행을 위한 전문가 간담회』 자료 [[兩性平等基本法の成功的な施行のための専門家懇談會] 資料] 7-13頁.

- 이준일 [イジュンイル] 2015. 「양성평등기본법 내용 및 향후 보완과제」 [兩性平等基本法の内容および今後の補完課題] 『양성평등기본법 성공적 시행을 위한 전문가 간담회』 자료 [『兩性平等基本法の成功的な施行のための専門家懇談会』資料] 33-39頁.
- 여성가족부 [女性家族省] 2014. 『2014년 한국의 성평등보고서』 [2014年 韓国の性平等報告書] 여성가족부.
- 장애여성공감 부설 장애여성성폭력상담소, 한국성폭력상담소, 한국성폭력위기센터 [障害女性共感付属障害女性性暴力相談所, 韓国性暴力相談所, 韓国性暴力危機センター] 2014. 『성폭력피해자 법률지원안내서』 [性暴力被害者法律支援案内書]
- 한국장애인개발원 [韓國障害者開發院] 2014 「여성장애인 고용촉진을 위한 양질의 시간제 일자리 활성화 방안연구」 [女性障害者の雇用促進のための良質の時間制の働く場活性化の方策研究] 한국장애인개발원.
- 한국장애인고용공단 고용개발원 [韓國障害者雇用公団雇用開發院] 2015. 『한 눈에 보는 2015 장애인통계』 [一目で見る2015障害者統計] 한국장애인고용공단.
- 한국여성단체연합 [韓國女性団体連合] 2014. 『심포지엄 베이진 20 post2015젠더 관점에서 본 한국사회의 변화』 [女性の発展のための制度と機構] 자료, 77-98頁 [『シンポジウム 北京20ポスト2015 ジェンダーの観点からみた韓国社会の変化』資料].
- 한국여성장애인연합 [韓國女性障害者連合] 2014. 「여성장애인」 [女性障害者] 『심포지엄 베이진 20 post2015 젠더관점에서 본 한국사회의 변화』 자료 [『シンポジウム 北京20ポスト2015 ジェンダーの観点からみた韓国社会の変化』資料].
- 한국여성정책연구원 [韓國女性政策研究院] 2010. 「2010 연구보고서-13여성장애인 지표 개발 연구」 [2010研究報告書-13 女性障害者 指標開發研究]
- 통계청 [統計庁] 2014. 「한국통계월보 (2014년 6월기준) [韓國統計月報] (2014년 6월基準)

<英語文献>

- Korean DPO and NGO Coalition for UN CRPD Parallel Report 2014. "Parallel Report for the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities." [New York] UN.
- UN CRPD (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) 2013. *Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities Initial Reports Submitted by States Parties under Article 35 of the Convention, Republic of Korea* [27 June 2011] (CRPD/C/KOR/1).

UN CRPD (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) 2014. *Concluding Observations on the Initial Report of the Republic of Korea*. (CRPD/C/KOR/CO/1).

World Economic Forum 2015. *The Global Gender Gap report, 2015*. Geneva: World Economic Forum.